

要 望 書

- 一、高速道路から生活道路まで、地域が真に必要とする道路整備を計画的かつ着実に推進するとともに、道路利用者の意見を十分反映した道路整備を行うこと。
- 一、国際競争力の強化と災害リスクの低減のため、高規格幹線道路等の未整備部分を早期に解消すること。
- 一、大規模な災害・危機に対応するため、高速自動車国道や直轄国道などの災害に強い広域ネットワークの形成及び維持管理、広域的かつ機動的な危機管理の確保を、国の責任において図ること。
- 一、通学路の交通安全対策の内容や時期、バイパス事業等の供用予定の公表を推進し、その実現を図ること。
- 一、道路構造物の老朽化対策や通学路の交通安全対策などを推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金については、安定的かつ十分な予算を確保すること。
- 一、スマートICの整備は、地域経済の振興やネットワーク機能向上に資することから、整備スキームを確保すること。
- 一、前各項の目的達成に向けて、長期安定的に道路整備が進められるよう、平成二十六年道路関係予算は、「新しい日本のための優先課題推進枠」を含め、所要額を確保すること。

平成二十五年十月十日